

令和2年度 第3回小樽市国民健康保険運営協議会（書面開催） 議題ポイント

議題（1）令和2年度 国民健康保険事業特別会計補正予算について（資料①）

令和2年5定補正予算として**補正総額 777 万円の増額**となります。増減の大きい要素としては、(2)歳入の①国民健康保険料で新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免で1億5,895万5,000円を減額としています。この保険料減免分は②道支出金で4割分（特別交付金）及び⑤国庫支出金で6割分（災害等臨時特例補助金）により全額補助を受けるものです。また、今年度第1回運営協議会にて御説明しましたが、新型コロナ影響により令和元年度保険料率と同じ料率で賦課決定したことに伴い3,358万4,000円を保険料不足分として減額しております。この保険料不足分を含め、国保特会にて5,037万5,000円の収支不足が見込まれるため、④基金繰入金として同額を繰り入れます。

議題（2）令和3年度 国民健康保険事業特別会計予算について（資料②）

令和3年度当初予算案は**総額 134 億 5,260 万 9,000 円**で、前年度と比較し3億236万円の減となります。新型コロナの影響により、予算上の被保険者数は例年より減少幅が小さくなると見込んでいます。これは景気低迷により国保から社保に戻る件数が少ないことが要因です。また、保険給付費、すなわち医療費もコロナの影響による受診控え傾向を踏まえ前年度比2億2,327万円の減となっています。

歳出では、①総務費のうち保健事業費については、特定健診受診率向上のため、非課税世帯に加えて**新たに課税世帯の対象者についてもたるとク健診（特定健診）の自己負担額を無料**とします。また、引き続き早期受診キャンペーンとして10月までの特定健診受診者全員（11月以降は抽選で毎月20名）にQUOカード（1,000円分）をプレゼントいたします。

歳入では、道が令和12年度までの保険料統一を目指すとしており、保険料の賦課割合を変更します。このことについては議題（3）にて御説明します。保険料賦課割合変更により、保険料軽減対象額が拡大となり、道及び市一般会計からの繰入金も増となること等により、一般会計繰入金は前年度比4,318万円の増となります（軽減対象拡大に係る分は全額国や道から補填されます）。また、賦課割合変更による保険料激変緩和分として1億円を基金から繰入とすること等により、基金繰入金は前年度比1億910万円の増となります。

議題（3）保険料率賦課割合の見直しについて（資料③、④） ※最重要議題

北海道国保運営方針において、令和12年度までに標準保険料率（道内統一の保険料率）を適用することとされています。現行の小樽市賦課割合は標準保険料率賦課割合と大きく乖離しており、他都市と比較しても小樽市は、所得割率が非常に高く（小樽市の所得割率は全国で9番目に高い）、均等割率・平等割率が非常に低いことから、低所得者の保険料が非常に低い反面、中高所得者の保険料が非常に高い実態があります。（全国では1,100万円程度の収入で初めて賦課限度額（賦課額の上限、R3年度で99万円）に達しますが、小樽市は600～700万円程度の収入で賦課限度額に達しています。）

以上のことから、令和12年度までに段階的に標準保険料率に近づけていく予定でしたが、

新型コロナウイルスの影響により、令和2年の被保険者の総所得が大きく減少することが想定され（自営業者・給与所得者で2割減と想定）、このままでは、現時点でも非常に高い所得割率が更に大きく上がることになり、中高所得者の負担が更に増大することになります。

そのため、**令和3年度の保険料率賦課割合（所得割：均等割：平等割）を現行の「54：29：17」から「47：31：22」に変更**するものであります。この「47：31：22」という割合は、コロナの影響下、最大限投入できる基金を1億円とし、そのうえで現行の賦課割合と標準保険料率賦課割合の間で、できる限り中高所得者の保険料を抑え、低所得者の保険料上昇を最小限に抑えるよう、何度も試算した中で積算されたものです。

これによる各所得階層別の保険料の例は資料④-2のとおりとなります。他都市と比較して非常に低額であった低所得者の保険料は上がり、非常に高額であった中高所得者の保険料は下がることとなり、全道平均的な保険料に若干近づくこととなります。なお、仮に令和3年度も賦課割合を変更しなかった場合の保険料の例は資料④-3のとおり、また、令和3年度に賦課割合を標準保険料率賦課割合にした場合の保険料の例は資料④-4のとおりとなります。

なお均等割・平等割の割合を上げることにより、低所得者に対する軽減対象額が大きくなりますが、この軽減対象分は道補助金及び市の一般会計繰入金で補填されるため、結果として被保険者全体の保険料負担額や一人当たり保険料は減ることになります。

議題（4）条例改正について（資料⑤）

国保条例改正を予定します。改正は所要の改正を除き3項目あり、1つ目は議題（3）で御説明した保険料率賦課割合の変更に伴う改正です。また、保険料賦課限度額を国の基準額に合わせるため引き上げます。

2つ目の項目は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の所得割額の算定について見直しを行うものです。

3つ目は平成30年度税制改正において、給与所得控除額及び公的年金等控除額を10万円引き下げるとともに、基礎控除額を10万円引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部改正があったことから、関連の見直しを行うものです。

これらについては、所要の改正の一部を除き、令和3年4月1日を施行期日としております。